

紹介状なし受診時の定額負担の見直しについて

医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いします。

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。**ただし、当院に対しての保険給付※1から一定額が差し引かれることとなっています。**

※1 保険給付とは、保険者から病院に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、当院は、紹介状を持たずに外来受診する患者等のみなさまから、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

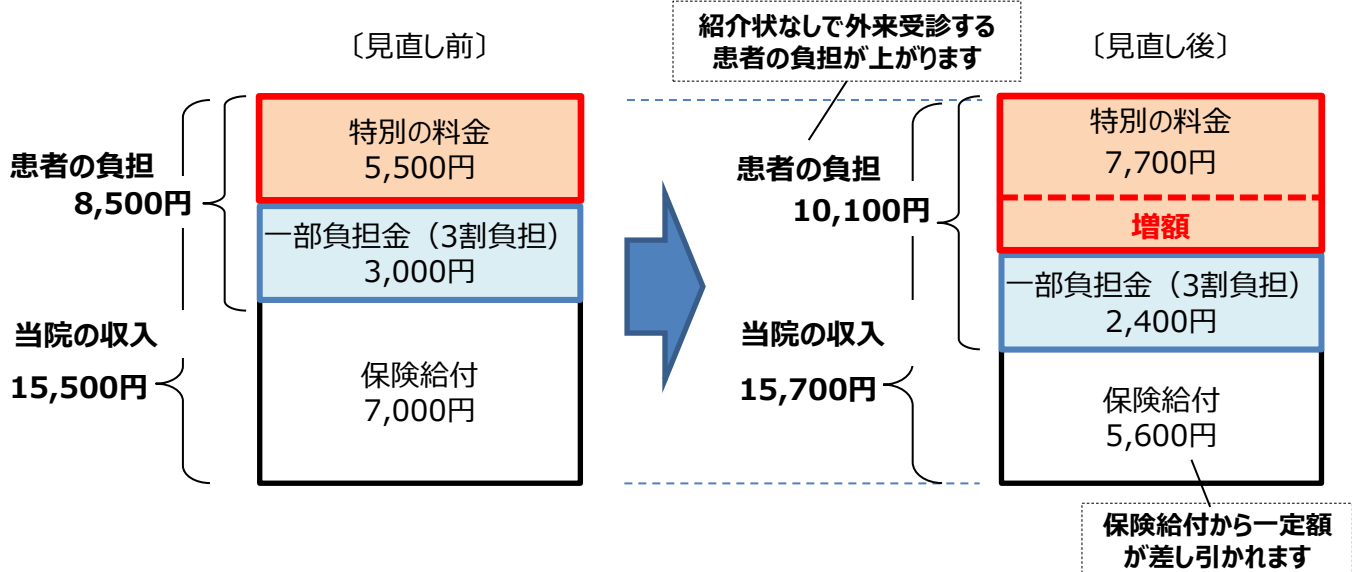
■ 当院における「特別の料金」の内容 (赤字・下線は、令和4年10月1日からの見直し内容)

「特別の料金」の対象となる患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者
	再診	当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者
「特別の料金」	初診	医科・歯科：5,500円 → <u>7,700円 (税込)</u>
	再診	医科・歯科：2,750円 → <u>3,300円 (税込)</u>

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

■ 紹介状を持たずに外来受診した患者等のお支払いのイメージ

(医科、一部負担金3割負担、初診の「特別の料金」を5,500円から7,700円とする場合)



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare